２０２２年度

政策課題討議

課　題　紙

注　意　事　項

１．政策課題討議試験は、第一部と第二部に分かれています。第一部は課題に対する意見をまとめ、個別発表及び討議用のレジュメを作成し、第二部は作成されたレジュメを基に個別発表及び討議を行います。
２．課題は**１題**、レジュメ作成時間は正味**２５分間**です。
３．レジュメの作成について
（ア）レジュメ作成用紙は**１枚（片面）**です。裏面は使用しないでください。
（イ）レジュメはコピーを取って、グループ内の各メンバー及び各試験官に配付しますので、レジュメ作成用紙の枠内に濃くはっきりと内容が分かるように書いてください。
（ウ）分かりやすく簡潔に作成してください。形式は自由です。箇条書きであっても、図や表を用いても構いません。
４．この課題用紙は、本試験種目終了後に回収します。
５．下欄に受験番号等を記入してください。

受　験　番　号	氏　　名

指示があるまで中を開いてはいけません。

安定した産業動物獣医療の提供を行う上で、近年、注目されているのが、スマートフォン等の情報通信機器を活用した「遠隔診療」である。

産業動物（特に牛）の診療は、ほとんどの場合、獣医師が往診用車両に乗って農場を訪問する形で行われている。このため、離島や山間地等の地理的要因によって、移動の負担が大きい診療所においては、遠隔診療を導入することで、診療業務の大幅な省力化・効率化が期待される。

国としては、令和元年より情報通信機器を用いた診療の試行的な導入について支援を行い、令和３年 12 月には遠隔診療の積極的な活用を促すための通知を発出する等、遠隔診療の普及のための対策を講じている。また、家畜共済の診療点数表に遠隔診療を記載することも検討されているところである。

一方、産業動物臨床獣医師のほとんどは、遠隔診療を経験したことがなく、一部の獣医師からは、対面診療と比べて対応できる範囲が限定的である等、導入をためらう声が上がっている。また、遠隔診療によって本当に満足のいく診療を受けられるのか、不安を感じている畜産農家もいるものと思われる。

今後、産業動物における遠隔診療の普及を推進するにあたり、以下の A 又は B という意見があるとしたとき、A と B のどちらを優先的に取り組むべきか、あなたの意見に近いものを選んだ上で、選んだ理由などを整理し、個別発表及び討議用のレジュメを作成しなさい。

意見 A：　引き続き、遠隔診療を行うための機器購入費、導入を行う獣医師の人件費等を支援し、遠隔診療の導入事例を着実に増やす。

意見 B：　遠隔診療の導入を目指す産業動物臨床獣医師向けの研修への支援を充実し、短期間で多くの獣医師が遠隔診療を体験できるようにする。

なお、レジュメ作成、個別発表、グループ討議に当たり、参考資料を参考にしつつも、これらの資料にとらわれることなく、自由に論じなさい。

その後、レジュメを基に、一定の方向を目指してグループで討議しなさい。その際 A の意見に関しては、予算の都合上、支援先が限られること、意見 B に関しては、研修に参加した獣医師の中には、遠隔診療の体験だけにとどまって、導入しない可能性があるという考えがあることについても論じなさい。

政策課題討議

参 考 資 料

家畜の遠隔診療（情報通信機器を活用した産業動物診療の効率化）

【課題】離島等の地理的要因により、獣医師の**頻繁な診療が困難な地域**が存在。さらに、家畜診療所の統合等による往診距離の長距離化などを原因として、**診療効率の低い地域**が発生。

○　家畜における遠隔診療の積極的な活用について、**通知を発出（令和３年12月）**

遠隔診療の導入

家畜における遠隔診療の積極的な活用について
（令和３年12月15日付け３消安第4800号農林水産省消費・安全局長通知）

畜産業は、我が国農業の基幹的部門へと成長を遂げてきており、飼養規模の拡大と集約化が進展する中で、家畜の伝染性疾病の予防や食品の安全、農家の収益性向上につながる獣医療の提供が求められている。

これまでも、家畜の遠隔診療については、迅速かつ的確な診療を実現するために、飼育者から病状の聴取等をもって行う診察が行われてきたところであるが、産業動物獣医師の偏在や情報通信機器の高度化、普及等も踏まえ、遠隔診療の適時・適切な活用を推進することが重要となっている。

このため、今般、遠隔診療を積極的に活用するための留意事項等を下記のとおり取りまとめたので、畜産農家及び獣医師等の関係者へ周知徹底の上、遠隔診療による家畜における迅速かつ的確な飼養衛生管理の促進に努められたい。

記

1　家畜の遠隔診療の積極的活用における留意事項

（1）畜産農家では、飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の定期的な指導を受けていることに鑑み、群の一部に対面での診療が行われていない家畜が含まれている場合であっても初診から遠隔診療（要指示医薬品の処方を含む。）が可能であること。

（2）ただし、家畜伝染病等が疑われる場合、正確な診断のため触診を要する場合、畜産農家の情報通信機器の扱いが不慣れであり、正確な情報が得られない場合等、遠隔診療による対応が困難又は不適切と考えられる場合は、対面での診察への切り替えや、管内の家畜保健衛生所等への連絡を行うこと。

2　その他の留意事項

（1）より適切かつ安全に遠隔診療を実施するため、遠隔診療を行う獣医師は、送付された検体の検査、より高度で情報量の多い情報通信技術の活用等により診療に必要な情報を入手すること。

（2）家畜への過剰投薬の防止等の観点から、地域の家畜保健衛生所の家畜防疫員及び飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の関係者間で診療に関する医薬品の処方、使用等の情報を共有し、連携して慎重使用の推進を図ること。

家畜の遠隔診療（背景と優良事例）

デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）より抜粋

デジタル技術を活用して畜産業や養殖業の生産基盤強化を図るため、飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムの開発を開始するとともに、獣医療提供体制や水産防疫体制の強化に向けて、場所を選ばない迅速な診断を可能とする遠隔診療を推進する。

遠隔診療の優良事例

事例1：A県（獣医師及び畜産農家の過疎地域での事例）

農家：酪農
機器：スマホ、ポータブルエコー
症例：獣医師が農家にポータブルエコーの利用方法を事前に研修。農家が卵巣を撮影し、スマホで獣医師に送付。
受精卵移植の適期のみに往診できるようになり、受精卵廃棄防止や往診回数減に寄与。

事例2：B県（V to Vでの活用事例①（V:獣医師（veterinary））

農家：肉用牛肥育
機器：スマホ
症例：農家が獣医師にスマホで動画を送付。
動画を用いて、獣医師がグループSNSで獣医系大学教官ら複数の獣医師と同時共有・相談し、歩き方から橈骨（とうこつ：前脚）骨折と診断。農家に応急措置を指示し翌日往診。往診迄の牛の身体的苦痛と農家の心理的負担を軽減。

事例3：C県（診療業務の効率化事例）

農家：酪農
機器：スマホ、電子聴診器、ポータブルエコー
症例：獣医師が農家に電子聴診器とポータブルエコーの利用方法を事前に研修。
農家が、胃腸の撮影画像や聴診音を獣医師に送付。獣医師は、重症度によって往診時期を効率化。

事例4：D県（V to Vでの活用事例②）

農家：肉用牛肥育
機器：スマホ、電子顕微鏡
症例：若手獣医師が受精卵のランク付けを実施する際、見ている画像をリアルタイムで共有できる電子顕微鏡を用い、ベテラン獣医師に相談。獣医師育成業務の効率化により、ベテラン獣医師の業務量削減及び若手獣医師の成長促進に寄与。